

■御寄附への感謝

当院に御寄附頂いた累計額により称号を授与させていただきます。

※特定の診療科・講座等への寄附を除く

称号	個人	法人
栄誉会員	100 万円以上	500 万円以上
功績会員	50 万円以上	300 万円以上
貢献会員	10 万円以上	50 万円以上
賛助会員	1 万円以上	5 万円以上

称号	感謝状	広報誌(1年)	院内銘板掲載	人間ドック利用券	外来特別診察室優先使用
栄誉会員	○	○	○	基本コース+オプション	1年
功績会員	○	○	○	基本コース	
貢献会員	○	○	○		
賛助会員	○	○			

※人間ドック利用券、外来特別診察室優先使用は個人寄附者様のみ対象

■お申込・お問合せ

国立大学法人筑波大学
病院総務部経営戦略課財務戦略担当
〒305-8576
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
電話：029-853-3538（直通）

■お申込の流れ

同封の「寄附申込書」にご記入の上、お問合せ先までご郵送いただくか、ご来院の際にお近くの職員までお申出下さい。



※特定の診療科・講座等へのご寄附の場合は、その旨をお申出下さい。

寄附のご案内

-あなたのまごころを医療に-



 筑波大学附属病院
University of Tsukuba Hospital

よりよい医療の研究・開発のために

あなたのまごころを医療に役立てませんか？

■病院長あいさつ

筑波大学附属病院では、患者さんに快適な療養生活を過ごしていただけるよう病院内外の環境整備、医学研究教育の充実及び病院運営の助成のため、民間企業や個人の篤志家の皆様から広く寄附金を受け入れる制度を設けております。

筑波大学附属病院長

茨城県全体の医療技術
レベルアップへ

■寄附金の使い方

いただいたご寄附の趣旨に沿って、医療の充実のために使用させていただきます。

整備

地域医療の要としての環境整備



- 地域医療体制の整備及び質的向上などへの寄与
- 社会・地域と連携した医療体制の構築

育成

高度な医療人材の育成



- 高い専門性を修得できる教育体制のさらなる充実
- 一人一人に最適なキャリアパスを提供できる体制整備

研究

医学研究環境の充実



- 臨床研究の支援体制・実施環境の充実
- 筑波研究学園都市を中心とした産官学連携体制の整備

■受入の制限について

恐れ入りますが、申込内容によっては寄附金をお受けする事ができない場合がございます。詳しくは申込書「留意事項」をご覧ください。

■税法上の優遇措置

ご寄附いただいた寄附金には、税法上の優遇措置がございます。詳しくは、申込書「税法上の優遇措置について」をご覧ください。

筑波大学附属病院寄附申込書

年 月 日

筑波大学附属病院長 殿

寄 附 者 〒 -

住 所 _____

電 話 () _____

フリガナ
氏 名 _____

筑波大学附属病院のため、下記のとおり寄附します。

また申込に際しては、留意事項（裏面に記載）を了承します。

1. 寄附金額 円

☐ 振込による

☐ 現金による（ご来院中の方のみ）

2. 寄附の目的 筑波大学附属病院に対する助成のため

3. 寄附の条件 なし

【以下についてあてはまるものにチェックしてください】

☐ 寄附者名、金額について公表してもよい。

☐ 特定の診療科・講座等への寄附を希望する。

()

※この場合、寄附者特典を受ける事ができません。

備考

※以下病院記入欄※

整理番号 _____

受領印

■ 留意事項

● 寄附にあたり以下の点をご了承ください。

- この寄附により教育研究等を行う職員が他の国立大学法人等へ転出又は退職のため寄附の目的を遂行できなくなった場合は、当該寄附による寄附金を転出先へ移し替えること又は国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における使用者を変更すること及びそれに伴う手続きを法人において行うこと。
- 寄附者は、反社会的勢力又はそのおそれのない者であること。また、法人が寄附の受入れを決定した後、寄附者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、法人が当該寄附の受入決定を取り消し、寄附の全てを返還すること。

● 寄附受入の制限

恐れ入りますが、次に該当する寄附金は、受け入れる事ができません。

- 寄附金を受け入れることによって大学が財政負担を伴うもの
- 寄附金を受け入れる際に次の条件が附されているもの
 - ① 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
 - ② 寄附金による学術研究成果の結果が得られた知的財産権等を寄附者に譲渡し、又は無償で使用させること。
 - ③ 寄附金について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
 - ④ 寄附の申し込み後、寄附者の意志により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、病院運営に支障があると認められること。

■ 税法上の優遇措置について

所得税控除

当該寄附金の額（総所得金額等の 40%を上限とする）から 2,000 円を差し引いた額が、総所得から控除されます。

住民税控除

茨城県・千葉県・つくば市等にお住まいの方は、寄附金額（総所得金額等の 30%を上限とする）から 2,000 円を差し引いた額に対し、県民税は 4%、市町村民税は 6%を乗じた額が控除されます。

※詳細は、本学基金 HP でご確認又はお住まいの市町村にお問合せください。

優遇措置を受ける手続きについて

- 個人の場合 確定申告時に筑波大学が発行した「寄附金受領証明書」を添えて税務署に申告してください。住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、自治体に申告をお願いいたします。
- 法人の場合 寄附金の全額を損金算入できます。筑波大学が発行した「寄附金受領証明書」を添えて税務署に申告してください。

■ 申込書送付先・お問合せ

- 送付先： 〒305-8576
茨城県つくば市天久保 2 丁目 1 番地 1
筑波大学附属病院経営戦略課財務戦略担当（郵送・メールまたは窓口での申出）
- 問合せ： 029-853-3538（担当者直通）
※メールでのお申込をご検討の方も、お手数ですが一度お電話ください。